

西日本高速道路株式会社四国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和元年 7 月 22 日（月） 四国支社会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）	川東 祥次（弁護士） 柴田 潤子（香川大学教授） 成行 義文（徳島大学大学院教授） 藤本 邦人（弁護士） 松本 タミ（香川大学名誉教授） 矢田部 龍一（愛媛大学特命教授）	
審議対象期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
抽出件数/対象件数	7 件/779 件	件名等
工 事	一般競争入札	1 件/3 件 高知自動車道 大豊 I C ～南国 I C 間耐震補強 工事
	条件付 一般競争入札	2 件/15 件 四国支社管内 ローカル伝送設備更新工事 高松自動車道 高松檀紙 I C ～高松西 I C 間道路照明設備更新工事
	指名競争入札	0 件/0 件 該当なし
	随意契約	1 件/6 件 高知自動車道 新宮 I C ～大豊 I C 間災害復旧工事
調査等	1 件/31 件	高松自動車道 大内地区家屋事後調査算定業務
維持管理役務、 物品・役務	1 件/10 件	高松自動車道 豊浜サービスエリア（下り線）観光 P R スペース レイアウト変更業務
少額契約	1 件/714 件	徳島自動車道重複管理協定類電子化業務
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>【入札監視事務局からの報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【運用状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p><一般競争入札方式></p> <p>【高知自動車道 大豊 I C ～南国 I C 間耐震補強 工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時に 1 者が辞退しているが、辞退した理由について確認していますか。 ・ 30 者が入札図書をダウンロードしているが、参加が 2 者だけなのは何故ですか。 <p><条件付一般競争入札方式></p> <p>【四国支社管内 ローカル伝送設備更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者が別工事に配置されたためです。 ・ダウンロードは情報収集のためと思われるが、技術者不足というところから結果的に 2 者となったと思料します。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【高松自動車道 高松檀紙 I C ~ 高松西 I C 間道路照明設備更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者入札となった理由は何故ですか。 <p>< 随意契約方式 ></p> <p>【高知自動車道 新宮 I C ~ 大豊 I C 間災害復旧工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者の選定理由が応急復旧工事の受注者とのことだが、応急復旧工事の業者の選定理由はどのように行ったのですか。 <p>< 調査等 ></p> <p>【高松自動車道 大内地区家屋事後調査算定業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査は別の業者が実施されたのですか。事前と事後は同じ業者が実施したほうが効率が良い、若しくはあえて別の業者にしたほうが良いか等を教えていただきたい。 ・ 事前調査を行った業者のほうが、競争の際、優位になることはないのですか。 <p>< 維持管理役務及び物品・役務 ></p> <p>【高松自動車道 豊浜サービスエリア（下り線）観光 P R スペースレイアウト変更業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見・質疑なし <p>< 少額契約 ></p> <p>【徳島自動車道重複管理協定類電子化業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見・質疑なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングが出来ていないが、発注規模が小さいこと、技術者不足ということから結果的に 1 者となったと推察します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知自動車道で隣接工事を施工中であった業者が、速やかに人員の手配、機械の手配が可能であったことから当該業者を選定しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ずしも同一であるというものを求めているものではない。本件は価格落札方式により行っており、比較的工夫される余地の少ない単純な業務となっています。 ・ 入札状況調書を見る限り、優位になるようなことはないと考えます。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	